補助資料（1）

令和７年度　調布市立八雲台小学校「学校いじめ防止対策基本方針」

〇いじめ防止対策に関する法令等

- いじめ防止対策推進法
- 東京都いじめ防止対策推進条例
- 調布市子ども条例
- 調布市教育委員会教育目標及び基本方針
- 調布市教育委員会「いじめ防止対策委員会」設置実施要項等

目指す児童像

- お互いを思いやり，尊重し，生命や人権を大切にできる子ども
- お互いを認め合い，支えあい，助け合う仲間づくりができる子ども
- 好ましい人間関係を築き、いじめが起こらない学級・学校づくりができる子ども

〇目標策定の方針

児童の実態

＊友達と進んでかかわり合いながら活動を進めることができる。
＊コミュニケーション経験の不足から自分の意見をはっきりと伝えることができなかったり、受け止めることができなかったりする子どもがいる。

保護者・地域の願い

＊学校が楽しいと思える子どもを育成してほしい。
＊互いに助け合い、よりよい人間関係を築ける学校であってほしい。
＊いじめや差別のない学校であってほしい。

学校評議員や学校関係者委員会からの意見

＊子ども達が安心・安全に過ごせる環境であってほしい。

いじめ防止等に関する学校の目標

〇「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を徹底させる適切な指導を行う。
〇いじめられている子どもを徹底して守り通す。
〇「いじめはどこにでも起こりうる」「いじめは絶対に許されない」との認識に立って，学校・家庭・地域社会の連携を推進する。
〇子どもが発する変化の兆候を積極的に受け止める取組を実施する。
〇学校いじめ防止基本方針に基づく取組をＰＤＣＡサイクルの手法を用いて検証し，改善すべき点を常に明確にしておき，実効性のあるものとする。

〇教職員の指導力の向上

- 生活指導部会が主催するいじめの未然防止のための資料を活用した研修会を年３回実施する。

〇学校の組織的対応

- 管理職＋必置四主任＋各学年主任：いじめ防止対策委員会（運営委員会）を設置し，学期始め及び学期終わりに検討会議を設定する。
- ふれあい月間を活用し，アンケートを実施して，子ども一人一人の状況を把握しいじめの実態を把握する。

いじめの未然防止・早期発見のために

【いじめの未然防止】

〇管理職＋主幹＋養護教諭＋該当学年主任＋該当担任：いじめ防止対策委員会（運営委員会）を設置し，学期始め及び学期終わりに検討会議を設定する。（実際に対応する場合：校長・副校長・主幹・生活指導主任・担任・ｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰ・養護教諭）

〇教員は，子どもの自己実現が図られるよう，日々の授業の充実を図る。　〇子どもの思いやりの心を育む道徳教育の充実を図る。

〇ふれあい月間及び人権週間等において児童会等が主体となっていじめ防止の啓発活動を行う。

〇開かれた学校づくりの推進，地域社会との連携強化を図るために積極的な授業公開や PTA 活動等を充実させる。

〇インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で，ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し，SNS の利用の仕方のルール（SNS 学校ルール）を作成し，情報モラルに関する指導力の向上に努める。また，保護者と緊密に連携・協力し，家庭及び学校の双方で指導を行う。　〇副校長を担当者とした「いじめ相談窓口」を開設する。子ども・保護者・地域へは，本校ホームページや学校便りにて周知する。

【早期発見】

〇ふれあい月間を活用し，アンケート調査を行い，学級・学年の実態を調査する。　〇第５学年全員，スクールカウンセラーによる全員面接を実施する。　〇教職員全員で子どもの様子をよく観察することでわずかな変化も見逃さず，小さなうちにいじめの芽をつむようにする。

〇こころの健康観察

〇スクールカウンセラーとの連携

- 児童の実態及び友人関係情報の共有化。５年生との全員面接の実施。
- 相談に対して学級や学年での個人へのアプローチやケアの検討。

〇保護者・地域との連携

- 保護者との連絡帳や電話，面談等での情報収集。
- PTA 等との連絡・情報の収集と連携。

具体的ないじめへの対応（早期発見，重大事態への対応）

生活指導主任会報告内容（いじめを認知し，学校で組織的に対応する場合）

① 実態把握の観点

- 当事者双方，周りの子どもから聴き取り，記録する
- 個々に聴き取りを行う。
- 関係教職員と情報を共有し，正確に把握する。
- ひとつの事象にとらわれず，いじめの全体像を把握する。

② 指導・支援の基本姿勢

- いじめ防止対策委員会の設置。
  管理職＋必置四主任＋各学年主任：問題対策委員会にて以下５点の方針を決定。
- 指導のねらいを明確にする。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 教育委員会，関係機関との連携を図る。
- いじめられた子どもを徹底して守り，見守る体制を整備する。（登下校時・休み時間・清掃時間・放課後等）

③ ＜被害児童の支援＞

- 訴えてきたことを温かく受け止め，いじめから全力で守ることを約束する。
- いじめられている内容や，つらい思いなどを親身になって聞くことにより安心感をもたせる。
- 本人の活躍を認め励ますことによって，自信をもたせる。

＜加害児童の指導＞

- 毅然とした態度で臨み，いじめをやめさせる。
- いじめていることが相手をどれだけ傷つけ，苦しめているかということを気付かせる。
- いじめてしまう気持ちを聞き，心の安定を図り，教師との信頼関係をつくる。
- よい行いを積極的に見つけてほめる。

生活指導主任会報告内容（教育委員会や関係諸機関と連携して対応する場合）

●「八雲台小学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

管理職，主幹，養護教諭，該当学年主任，該当担任，その他校長が必要と認めるものから構成

●関係諸機関との連携

連携機関⇒（指導室，教育相談所，子ども家庭支援センターすこやか，多摩児童相談所，調布警察署等）＜経過観察＞

＊重大事態への対処

●いじめが「重大な事態」と判断された場合の手順

①教育委員会への報告をし，教育委員会が設置する組織との連携・協力をする。
②被害の児童・生徒への緊急避難措置の検討，実施
③加害の児童・生徒への懲戒や出席停止の検討
④警察や児相等との連携
⑤緊急保護者会の開催

年 間 指 導 計 画

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
各教科	［各学年，教科全般に渡っていじめを未然に防ぐための取組を年間を通して実施する］							「いのちと心の教育」				
		普通救命講習（第６学年）							「人権週間」			
生活指導	問題対策委員会→		ふれあい月間					ふれあい月間			ふれあい月間	
	いじめ相談窓口→		セーフティ教室あいさつ運動		いじめ研修会			あいさつ運動				
	不登校対策委員会→											
学校行事	入学式・始業式		スポーツフェスタ			始業式		学芸行事	道徳地区公開講座	始業式	運動週間	卒業式
特別活動	集団生活のルール						やぐもﾌｪｽﾀ	学芸行事	人権週間	募金活動	６年生を送る会	
	たてわり活動・特支交流→						いじめ防止スローガン（代表委員会）					
道徳		信頼・友情						個性伸長	いのちと心の教育月間			思いやり
家庭・地域	保護者会（学校説明会）自転車安全教室		夏祭り				地域運動会		地域懇談会			さくら祭り
	調布市防災教育の日											